

令和5年度認定制度委員連絡会 議事メモ

開催日時：2023年12月8日（金）13:00～15:10

開催方法：ハイブリット形式（新橋ビジネスフォーラム & Zoomミーティング）

Zoom ミーティング

<https://us02web.zoom.us/j/88005024725?pwd=YTRIU2U3eUdZMGszamxydHpZO FJQUT09>

ミーティング ID: 880 0502 4725

パスコード: 764432

出席委員：山田勝士委員長、本間真人副委員長、他33名、（会場17名、Web18名）

欠席委員：7名

CPC出席者：安原真人代表理事、林 昌洋総務担当理事、伊藤 喬事務局長、

田中美香認証コーディネーター、鈴木春美事務局員、吉田武美顧問

事前配布資料：

資料1 認定制度委員名簿

資料2 要項集（2023.7月版）

資料3 認証事業実施状況（R5年度～R6年度）

資料4 令和3年度フードバック（お知らせ・フィードバック例）

資料5 令和5年度フォローアップ調査のお願い

資料6 令和5年度フォローアップ調査内容

資料7-1 プロバイダー（a）認証更新関連資料

資料7-2 プロバイダー宛注意喚起 2023.11.20

資料8 プロバイダー（b）認証更新の経緯

< 議 事 >

○ 代表理事挨拶

新任の抱負について挨拶があった。CPC活動における3つの重要課題として、薬剤師の質の保証につながる生涯研修の質の保証におけるCPCの取り組み、国際的な視野にたった薬剤師のあり方と薬剤師職能の質の保証、事務局体制の強化と人材の育成、世代交代について解説があった。

<報告事項>

- 薬剤師認定制度認証機構の組織と認定制度委員の役割 (資料 1・2)
委員長より、認証申請評価要項集を用いて、最近の評価における事例も引用し薬剤師認定制度認証機構における新規申請、更新申請の評価の要点について解説があった。参加した委員から特段の質疑はなかった。

- 令和 5 年度薬剤師認定制度認証機構の事業現況

- 1) 令和 5 度認証事業報告 (資料 3)
2) 令和 3 年度研修事業概要書調査結果 (資料 4)
3) 本令和 5 年度フォローアップ調査 (資料 5・6)

代表理事より、資料 3 を用いて令和 5 認証事業として新規申請予定 1 件、認証更新 5 件であることが報告された。引き続き、資料 4 を用いて令和 3 年度研修事業概要書調査結果について報告があった。当該年度はフォローアップ委員 2 名が評価した結果をプロバイダーにフィードバックした。フィードバックに対するプロバイダーからの反応として、資料の配布に関する問い合わせがあり、CPC 事務局より著作権に配慮する必要があることを助言したとの紹介があった。

続いて、代表理事より、資料 5、6 を用いて本年度のフォローアップ調査について以下の説明があった。

フォローアップ小委員会における検討の結果、フォローアップ調査が簡易版の更新申請にならない配慮が必要であること、前回更新時の課題への改善状況の確認や優良な取り組みのプロバイダー間共有につながる情報の収集が重要との方針が示されたことが紹介された。令和 5 年度はフォローアップ調査効率化のために Microsoft Forms を使用した調査として前述の趣旨に照らした設問として実施している事について具体的な設問が紹介された。本調査の締め切りは 12 月末としていることも説明された。

<意見交換>

委員長の進行で以下の意見交換が行われた。

資料 5、6 に関する委員の質問はなかった。

- 1) 認証更新のあり方 (資料 7・8)

委員長より、今年度の認証更新申請の評価作業中にみいだされた 2 つの案件について、委員の皆様と情報共有し、認証更新のあり方、今後の評価の視点として参考にして頂きたいと資料 7・8 情報共有の趣旨説明があった。

代表理事より、資料 7-1 を用いて、生涯研修認定制度(G)に属するプロバイダー(a)の更新申請に関する評価作業中にみいだされた課題について CPC としての評価・改善要請とプロバイダーの改善対応の経緯が説明された。引き続き、資料 7-2 を用いて、全て

のプロバイダーに再確認をうながす注意喚起文書を発出したことが報告された。

委員①より、薬局薬剤師の業務が対人業務にシフトしており電子薬歴システムの利活用は重要な研修テーマとなりうるものとの、本事例の研修内容は特定の電子薬歴システムの操作に関するものであり公開して実施したとしても内容として問題であるとの意見が出された。委員長より、ご指摘のように個別業務ソフトを使用した業務説明は認定すべき研修として不適切であり薬剤師の資質向上につながる研修内容が求められていると説明があった。

委員②より、CPC 役員に薬局出身者が少ないと配慮し、薬局における課題について不明点がある場合は、薬局従事経験のある認定制度委員に早い段階で確認依頼し協議することについて提案があった。委員長より認定制度委員会、フォローアップ小委員会所属委員の皆様に協力を要請したいとのコメントがあった。

委員③より、研修会開催に際しては各プロバイダーが審査する必要があり、その為の時間が必要だが、単位付与により受講者増を企画する者が短い時間で申請すると今後も同様の問題が生じえる。研修内容を審査する体制を確保するために審査期間が必要であることを周知すべきとの意見が出された。これに関連して、理事者より同様の懸念を認識しており、当事者へはプロバイダーにおける審査委員会活動と審査期間確保が課題であることを伝えて改善を働きかけていることが説明された。副委員長より、当該プロバイダーの実施規定に 2 週間前までに申請し評価と規定しているところ運用が形骸化していた可能性がある。今後のフォローアップ調査においても点検していくとの考えが示された。また、薬剤師業務の変化に関する研修や IT 化による薬剤業務の効率化に関する研修は生涯学習の中で取り上げられるテーマと考えられるが、特定の製薬企業の製品に関する研修はバイアスが入りやすいという観点で認定研修として望ましくないと同様に、特定の企業の薬歴システムの操作説明など業務連絡は生涯学習の課題として不適切であるとの見解が示された。

委員④より、プロバイダー組織は公的性格が求められているが、本事例の様に個別の薬局グループの研修が認められるものかとの疑義が出された。委員②より、認定取得したプロバイダーに申請して、任意団体・個人がグループ研修等を実施することが認められるのは、特定のプロバイダーのみと認識していたがいかがかとの確認があった。委員③から特定のプロバイダーにおいては、任意団体・個人がグループ研修等を認めるには単位の上限があるとの追加発言があった。理事者より、薬剤師認定制度認証機構はプロバイダーの組織・運営・研修開催様式などを評価して、プロバイダーの認証を行っており、このプロバイダーが直接研修を運営する場合も他の組織の研修を認定研修とする場合も、その品質保証はプロバイダーが担うものであり、認定プロバイダーの機能に特例はない旨の説明があった。

委員③より、研修会公開の原則があるが、評価に際して受講者が特定の組織に極端に偏っているプロバイダーが存在するがどのように指導しているのかとの質問があった。

副委員長より、グループ研修について CPC として規定上認めているのでこの開催様式をもって不適切と考えるものではないことが紹介された。顧問より、認証開始時より、事前にプロバイダー組織の評価を受けた研修内容であって、公開して適切に運営されている研修であれば容認してきているとの説明があった。

委員⑤より、プロバイダー組織において、新旧交代や人事異動が考えられるので、薬剤師認定制度認証機構からプロバイダー組織へ認証申請評価要項集の内容を研修コンテンツとして定期的・継続的に送付し周知していく必要性が提案された。委員長より今後の取り組みとして実践していくとの考えが示された。

委員長より代表理事へ 2 件目の認証更新に関する事例の紹介について要請があった。代表理事より、資料 8 を用いて、総発行単位数と比較して認定認証発給数が極端に少ないプロバイダー(b)の認証更新において、組織改編・担当者交代の中で要項記載の内容を満足していないこと、背景にプロバイダー組織として人的・予算的課題があり改善の必要性が認識されていなかった事例が紹介された。委員⑥より、人的・予算的課題を組織的に解決することが出来るプロバイダー組織であることを引き継いでいくことの重要性に関して意見が出された。

委員⑦より、特定の学会で総発行単位数と比較して認定認証発給数が少ないとについて問題となるか質問があった。委員長より各学会の研修事業と内容を考慮して考えるべきで直ちに不適切というものではないとの回答があった。

委員長より、意見交換を締めくくる発言があった。

代表理事より、CPC が国民のために薬剤師の研修について品質保証をすることの重要性と、生涯研修する薬剤師のために研修の質を保証していくことの重要性が説明され、それを担う認定制度委員の役割と取り組みについて感謝の意が伝えられた。

総務担当理事より、閉会が宣言された。

以上